

令和7年度 第3回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会

日 時：令和7年9月2日（火） 11：00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

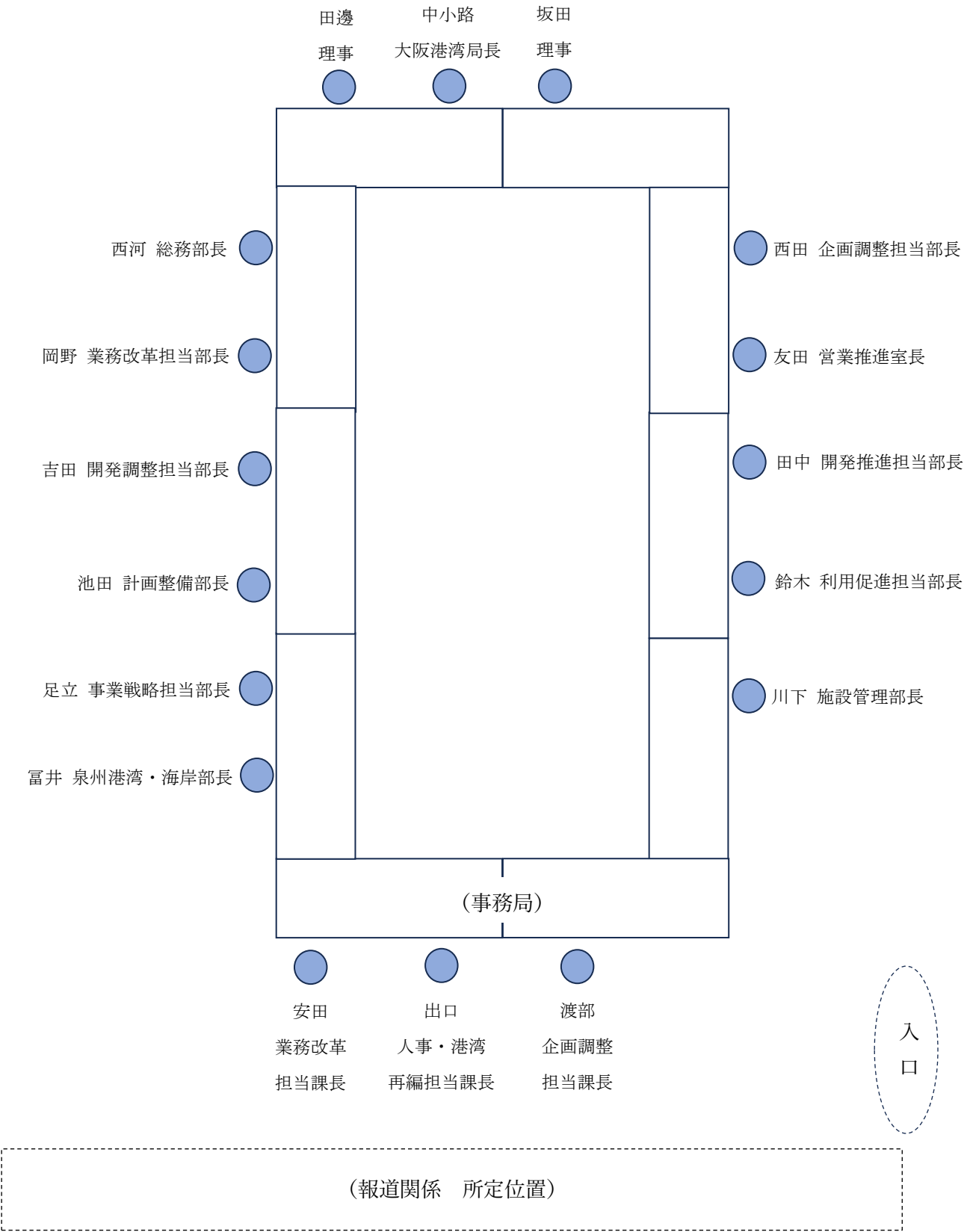
- 1 懲戒処分について
- 2 休暇、超勤、休職者の状況について

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	中小路 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	田邊 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	岡野 業務改革担当部長
	友田 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	鈴木 利用促進担当部長
	足立 事業戦略担当部長
	川下 施設管理部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和7年度 第3回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2025年7月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年6月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	こども青少年局		会計年度 任用職員	35	減給6月 （令和7年6月30日）	前年度（前任期中）に自転車で酒気帯び運転を行ったことについて、所属への報告を怠った。

この件に関するお問い合わせ

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7511

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2025年8月12日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年7月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	教育委員会 （学校園）	教頭	小学校 教頭	57	停職1月 （令和7年7月23日）	令和6年2月から4月の間、当時の勤務校に在籍する児童の保護者と性的な関係を持った。
2	教育委員会 （学校園）		小学校 期限付講師	68	停職2月 （令和7年7月31日）	令和7年6月、豊中市内の店舗において衣料品2点を窃取した。
3	教育委員会 （学校園）		小学校 管理作業員	57	停職1月 （令和7年7月31日）	令和5年4月から令和6年3月の間、当時の勤務校において、勤務時間中に近隣の公園で51回程度喫煙した。また、令和6年7月から令和7年6月の間、勤務校において、勤務時間中に学校敷地内で153回程度喫煙した。
4	教育委員会 （学校園）		中学校 教諭	39	減給2月 （令和7年7月31日）	令和6年11月、自宅において知人と揉み合いになり、頭髪を掴む、押し倒す等の暴行を加え、負傷させた。
5	消防局		消防吏員	37	減給3月 （令和7年7月31日）	令和7年2月、病院で待機中の救急車内において、私物のスマートフォンで項番6及び7の職員と各々オンラインゲームをした。また、同日、項番6の職員が運転する救急車と一般車両の交通事故により市民2名を負傷させた際にも、救急車内で項番7の職員とオンラインゲームをしており、安全配慮義務を怠った。
6	消防局		消防吏員	26	減給2月 （令和7年7月31日）	令和7年2月、病院で待機中の救急車内において、私物のスマートフォンで項番5の職員とオンラインゲームをした。また、同日、救急車を運転中に一般車両との交通事故を発生させ、市民2名を負傷させた。
7	消防局		消防吏員	29	減給1月 （令和7年7月31日）	令和7年2月、病院で待機中の救急車内において、私物のスマートフォンで項番5の職員とオンラインゲームをした。また、同日、項番6の職員が運転する救急車と一般車両の交通事故により市民2名を負傷させた際にも、救急車内で項番5の職員とオンラインゲームをしており、安全配慮義務を怠った。

8	西成区役所		事務職員	27	停職3月 （令和7年7月31日）	令和6年11月、レンタルした電動キックボードで酒気帯び運転を行った。
9	東住吉区役所	係長級	事務職員 （再任用職員）	61	停職1月 （令和7年7月31日）	令和7年4月から5月にかけて、上司からの問いかけに対して継続的に無視したり、批判的な言動を行う等のハラスメント行為を行った。また、同年4月から6月の間、部下に対するパワーハラスメントに該当する言動やその他の同僚職員が不快に感じる発言を複数回行い、職場の秩序を乱した。
10	大正区役所		会計年度任用職員	66	減給3月 （令和7年7月31日）	令和7年4月から6月にかけて、正当な理由なくマイカー通勤を常例的に行った。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

消防局

消防局企画部企画課

電話番号：06-4393-6207

ファックス：06-4393-6209

その他

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7511

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)